

以妻女を差置候家作料等遺し候約諸仕者も有之躰に候。一向左様之風俗には有之間敷事。

一、三月之雛、破魔弓、五月之菖蒲甲、鹿相成を用ひ可申候事。

但、雛等結構成品商賣爲仕不申様に、町奉行に申渡候事。

一、年頭之規式を初め、五節句等之祝儀、家により先祖より之舊例を用來り、無用之費有之躰に候。畢竟勝手を取續可申儀專要之儀候間、不拘舊例儀聊不及遠慮事に候間、自分之規式等萬端無用之品は相省尤候。且又佳節祝儀物も、親子・兄弟等は各別、唯今迄謂有之遺來候所々も、一向相省可申事。

一、葬送・法事等も至而軽く執行可仕事。

但、親子・兄弟等身近き親類之外は、香典或菓子類等にても送り候儀、堅く無用候事。

附、諸勸進に入候儀堅く無用之事。

一、群集等之邊、其外爲遊興寺社方、町屋等をかり相越儀、堅く無用に候。費のみならず不作法之儀に候事。

一、人馬は身代相應に所持可仕儀に候得共、勝手不如意之

人々は、可成程は相減申儀御用捨可被成候。然ば御當地召連候供廻りも、随分人少に可仕候。御城中召連候人数は、御定茂有之儀に候得共、勝手取續候迄は、是又御用捨被成候間、可成程は御定より致減少召連可申候事。

但、他國御供・御使等之節、夫々御定之人数より相増候儀は、勿論仕間敷候。然共當り之人数にては難相成品も候はゞ、一往年寄中へ相達候上相増可申候事。

一、鷹所持仕度存候者は、八百石以上兒鶴・鶴隼之内一居、三千石以上右之内一居或は二居、五千石以上三居、一萬石以上四居、大鷹は五千石以上之外可爲無用候。八百石以下はかり鷹も無用之事。

但、山構之儀、小屋懸置候儀堅く無用に候。且又假令費無之殺生にても、數度罷出候儀は不可然儀に候。若き者共などの内殺生打懸り罷在候ものも有之候。一向左様之筋にては有之間敷候間、可有其心得事。

一、陪臣は、假令高知遺置候ものにては、鷹所持仕儀一向無用之事。

一、他國往來之節爲餞別參會、又は發足前音物、且又土産

之品堅く無用に候。親子・兄弟等至而事軽く取計候儀は、各別に候事。

一、人持を初高知之面々、近習に召仕候輕き並之者、并一季居若黨・小者等茂、主人無用之餘情を好、器量等撰候故、左様之者は高給銀を取不申候はでは難成様子に相聞え候。

一圓不可然事候。給銀之儀は追而相極可申候條、其内隨分可成程軽く召抱候様可相心得候事。

附、近年女奉公人、高給銀にて召置候ものも有之躰に候。一向無用之費に候間、可有遠慮事。

右儉約之儀大綱如斯候。其品々數多有之儀に候間、右之趣に准じ、嚴重相守可申候。收納米下直、一統時節柄人々困窮仕儀に候得ば、別而儉約を用不申候はでは不叶儀に候處、近年は御定茂撰に罷成候。儉約之儀は、去年之年茂被仰出候得共、此御御上にも御勝手御難澁にて、嚴敷御儉約之儀も被仰出事に候得ば、御家中之者共當分は右之通急度相守、勝手取續御奉公仕候様に相心得可申旨、頭・支配人へ可申渡由被仰出候條、思召之趣各初奉承知、組・支配之人々へ急度可被申候。組等之内裁許有之人々は、其支配に

茂申渡候様、是又可被申聞候。

附、陪臣は猶以右之趣嚴重に相守候様可申渡事。

以上

己酉七月

一四 園女及び參會の儀觸

御家中之人々并せがれ共之内には、召仕候女を宅には指置不申、好色のため扶持方・入用銀等差遣、其女之ゆかりのもの預置申族も有之由相聞候。此儀は前々御停止之園女之筋にも罷成候哉。左候得ば不作法千萬之儀に候條、急度相慎候様可仕旨、年寄中迄御意に候。且又宅に於て召仕候女も、風流にて遊女同事徘徊仕候もの召置候者も有之躰に候。ケ様之儀も一圓不可然儀に候間、向後左様之女は召抱不申様可仕候。是等之趣は頭・支配人兼而よりも可申渡儀に候條、可有其心得事。

一、惣而稽古事、其外講談にて參會之節、輕き師匠并兄弟子座上に差置候沙汰有之候。歴々之面々などは、別而不心得成事に候。假令講談等之席にても、夫々相應之座列之作